特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	市営住宅に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
本市は、市営住宅に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
福井県越前市長

公表日
令和6年12月4日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅に関する事務
②事務の概要	越前市は、公営住宅法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①市営住宅の募集・受付に関する事務 ②市営住宅の入居等に関する事務 ③市営住宅の退去検査・修繕に関する事務 ④市営住宅の駐車場に関する事務 ⑤市営住宅の家賃設定・徴収に関する事務 ⑥市営住宅の滞納家賃、支払督促等に関する事務
③システムの名称	1. 公営住宅管理システム　2. 宛名システム　3. 番号連携サーバ　4. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
公営住宅管理特定個人情報ファイル、宛名特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 27の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部建築住宅課
②所属長の役職名	建築住宅課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越前市総務部人事・法制課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3013

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	越前市建設部建築住宅課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3074
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[○]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、記載されたマイナンバーの真正性の確認を徹底し、また特定個人情報を含む書類は施錠できる棚に保管している。	

9. 監査		
実施の有無	[　　] 自己点検　　[○] 内部監査　　[○] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は施錠できる棚に保管している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月14日	Ⅱ１．対象人数、３．取扱者数	平成２７年９月１日時点	平成２８年９月１日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成29年9月1日	Ⅱ１．対象人数、３．取扱者数	平成２８年９月１日時点	平成２９年９月１日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成30年5月21日	Ⅰ５　②所属長の役職名	建築住宅課長　舘弘志	建築住宅課長	事後	様式の改正による変更であり、重要な変更に該当しない、
平成30年7月2日	Ⅱ１．対象人数、２．取扱者数	平成２９年９月１日時点	平成３０年７月２日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和1年5月1日	Ⅱ１．対象人数、２．取扱者数	平成３０年７月２日時点	令和１年５月１日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和1年5月1日	Ⅳ　リスク対策	記載無し	令和１年５月１日時点	事後	今年度より新たに記載事項が増えた部分
令和2年6月1日	Ⅱ１．対象人数、２．取扱者数	令和１年５月１日時点	令和２年６月１日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和3年6月1日	Ⅱ１．対象人数、２．取扱者数	令和２年５月１日時点	令和３年６月１日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和4年6月1日	Ⅱ１．対象人数、２．取扱者数	令和３年６月１日時点	令和４年６月１日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和5年8月10日	Ⅰ７．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部秘書広報課　0778-22-3428	総務部人事・法制課　0778-22-3013	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和5年8月10日	Ⅱ１．対象人数、２．取扱者数	令和４年６月１日時点	令和５年６月１日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和6年8月15日	Ⅱ１．対象人数、２．取扱者数	令和５年６月１日時点	令和６年６月１日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。